

事務連絡
令和8年4月17日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療制度主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

令和8年度特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）Q&Aについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について別添のとおり作成しましたので、内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知を図り、適切な対応についてご配慮をお願いします。

なお、令和7年度特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）Q&Aからの主な変更点は下記のとおりです。

記

1. 交付基準全体

(1) 物品等の交付対象について

事業区分Ⅰ及び事業区分Ⅲ－1長寿・健康増進事業における物品の購入については、**【事業区分Ⅰ高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施】**の問65のとおりとする。
(QA 問1 (P2))

(2) 医療機関へ委託する場合の人件費について

かかりつけ医やかかりつけ薬局における服薬指導についての人件費は、診療報酬や調剤報酬との重複がないように留意すること。(QA 問4 (P2～3))

2. 事業区分Ⅰ関係

(1) 事業の取組数の考え方について

低栄養、口腔、服薬（重複投薬・多剤投与等）、身体的フレイル、重症化予防（糖尿病性腎症）、重症化予防（その他生活習慣病）、健康状態不明者対策の7つの取組区分の実施実績を計上する。(QA 問10 (P6～7))

3. 事業区分Ⅱ関係

(1) 在宅の要介護状態の者への訪問歯科健診の対象者について

医療保険や介護保険において歯科に関する管理を受けている者は対象として想定されないが、広域連合や市町村が、必要性、効果的・効率的な方法等を考慮して対象者を設定して差し支えない。(QA 問2 (P31))

4. 事業区分Ⅲ関係

(1) みなし健診の交付対象経費について

医療機関より診療情報提供を受けるための経費、周知広報や診療情報の提供を受けるにあたり被保険者からの同意取得に係る経費、医療機関とみなし健診の実施に向けた調整・協議等にかかる経費を交付対象とする。(QA 問14 (P38))

(2) 健康診査データ及び後期高齢者の質問票データの入力支援の対象経費について

「特定健診等データ管理システム」への入力に係る人件費・委託料を交付対象とし、追加費用なくデータ連携できる場合は、独自システム等への入力経費も対象とする。

(QA 問26 (P41))

(3) 地域フォーミュラリを作成・運用に関して地域の医師、薬剤師などの民間団体が開催する会議体に参画するに当たって要する経費について

地域フォーミュラリの策定に向けた、医師会、薬剤師会や医療機関等との調整・協議等に要する経費(消耗品費・印刷製本費・旅費等)や策定に向けた会議に参画に要する経費(旅費等)を対象とする。(QA 問1 (P43))

以上